



令和4年10月24日（月）岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
西濃県事務所環境課	環境課長 山本 浩星	代表 0584-73-1111（内線221） FAX 0584-74-9428

## 大垣市鶴見町<sup>つるみちょう</sup>地内における土壤汚染について

事業者が大垣市鶴見町地内の事業所において土壤調査を実施したところ、敷地内の土壤から土壤環境基準を超える六価クロム及び鉛が検出されたため、本日（10月24日）、西濃県事務所に報告がありました。

なお、この調査は事業者が今後の土地利用の検討のために自主的に行ったものです。

### 1 報告内容

- 所在地：大垣市鶴見町地内
- 調査期間：令和元年12月～令和4年4月
- 調査結果の概要

#### ア 土壤溶出量調査

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果	土壤溶出量基準	最大基準超過倍率
六価クロム	49	4	0.01 mg/L 未満 ～0.20 mg/L	0.05 mg/L 以下	4.0 倍
鉛	30	1	0.005 mg/L 未満 ～0.016 mg/L	0.01 mg/L 以下	1.6 倍

#### イ 土壤含有量調査

項目	調査検体数	基準超過検体数	調査結果	土壤含有量基準	最大基準超過倍率
鉛	66	8	5 mg/kg 未満 ～3,700 mg/kg	150 mg/kg 以下	24.7 倍

※六価クロムについて、土壤含有量調査も実施していますが、基準超過はありません。

※六価クロム及び鉛以外の1項目についても土壤溶出量調査を実施していますが、基準超過はありません。

### 2 汚染の原因

事業所において、六価クロム及び鉛の使用履歴があります。

操業により土壤汚染が発生した可能性があります。

### 3 今後の対応

#### (1) 地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、大垣市と連携して、事業所敷地から半径500mの範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質調査を直ちに実施します。

#### (2) 地域住民への情報提供について

周辺地域は上水道普及地域ですが、井戸水を利用している家庭及び事業場に対しては、結果が判明するまでの間、井戸水の飲用を避けるよう呼びかけます。

#### (3) 事業者に対する指導について

汚染土壌の適正な管理等を行うよう指導します。

#### 【参 考】

「六価クロム」の化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで、手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

「鉛」は比較的柔らかく加工が容易なため、古くから利用され、今日では主にバッテリーやはんだの原料として使用されています。以前は、ガソリンへの添加剤、水道管にも使用されていました。人体への蓄積性があるため、人の臓器や組織に通常でも存在し、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少及び腕や足の筋肉の虚弱などがあります。また、鉛は地殻の表層部には重量比で0.0015%程度存在し、人為的な排出のほか、地質に起因するものが含まれています。

参考：化学物質ファクトシート - 2012年版 - (環境省)

土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン (環境省水・大気環境局)

#### 【土壌溶出量基準】

土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を飲んで口にすることによるリスクを評価するもの。

#### 【土壌含有量基準】

有害物質を含む土壌を口や肌などから直接採取することによるリスクを評価するもの。